

個人型確定拠出年金（iDeCo）加入に際しての事業主証明について

個人型確定拠出年金（iDeCo）加入時の事業主証明については、下記のとおり取扱います。

記

1 対象職員

公立学校共済組合の組合員で、県費で給与を支給される方

※ 市町村費職員については、市町村が事業主となります。

※ 労働組合専従職員については、各労働組合が事業主となります。

※ 各団体への派遣職員については、派遣先の団体に確認してください。

※ フルタイムの臨時的任用職員については、下記6のとおり。

2 事業主名称

熊本県教育委員会

3 担当窓口（提出先）

熊本県教育庁教育政策課 福利厚生班

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2678

4 提出書類

（1）第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）

・取扱金融機関から様式を受け取ってください。

・「1.申出者の情報」と「2.掛金額区分」の項目のみ、本人が記入してください。「希望する掛金の納付方法」は「個人払込」しか選択できません。「3.事業主の署名等」以降の項目については、教育政策課で記入します。

（2）同意書（2種類）

ア 基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書（教育政策課 宛）

イ 基礎年金番号等の提供に関する同意書（公立学校共済組合熊本支部 宛）

※ 熊本県教育委員会ホームページの「教職員の皆様へ」に様式を掲載しています。

（3）返信用封筒（返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。）

5 留意事項

（1）現時点では、掛金払込方法は「個人払込」のみです。

（2）人事異動等により事業所を移る場合は、取扱金融機関への届出（異動先の事業主の証明書及び加入者登録事業所変更届）が必要となります。

例：ア 熊本市以外の小中学校から熊本市の小中学校に異動した場合

イ 教育委員会事務局から知事部局、県警本部に異動した場合 等

（3）事業主証明は教育政策課が行いますので、各所属において証明をしないでください。国民年金基金連合会からの現況調査を正しく行うことができなくなります。

6 臨時的任用職員の事業主証明について

令和4年（2022年）10月1日から、フルタイム勤務の臨時的任用職員の事業主証明については、学校人事課で行います。

<提出書類>

（1）第2号加入者に係る事業主の証明書

（2）基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳のコピー等）

（3）返信用封筒（返信先の住所・氏名・所属名を記入し、切手を貼ってください。）

<担当窓口（提出先）>

熊本県教育庁学校人事課 給与班

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2693

7 個人型確定拠出年金の制度や運用に関しては、各取扱金融機関にお問い合わせください。